

引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うため、平成24年8月に消費税法及び地方税法が改正され、平成26年4月1日から、消費税および地方消費税の税率が5%から8%へ引き上げられました。

この引き上げ分に係る地方消費税交付金については、全て「社会保障施策に要する経費（事務費や事務職員の人件費は除く）」に充てることとされています。

○ 本市の平成27年度一般会計決算における上記経費の充当状況は、次のとおりです。

（歳入）地方消費税交付金のうち、地方消費税引き上げに伴う増収分

342,711千円

（歳出）地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる主な社会保障施策の経費

2,318,062千円

（単位：千円）

社会保障施策に係る主な事業	事業費	財源内訳					
		特定財源			一般財源	うち引き上げ分の 地方消費税(社会 保障財源化分の 市町村交付金)	
		国庫支出金	県支出金	その他			
児童手当給付事業（児童手当費）	558,775	386,306	86,903		85,566	12,650	
児童扶養手当給付事業（児童扶養手当費）	139,696	45,170		206	94,320	13,944	
施設入所者措置事業（老人措置費）	79,954			7,437	72,517	10,721	
介護訓練等給付事業（介護・訓練等給付費）	914,704	444,733	224,438		245,533	36,300	
重度心身障害者医療費等助成費	93,963		47,023	26	46,914	6,936	
生活保護扶助費	632,240	512,256	10,233	4,837	104,914	15,511	
子ども医療対策費（子ども医療給付費）	114,908		35,911	1,830	77,167	11,409	
小計	2,534,240	1,388,465	404,508	14,336	726,931	107,471	
国民健康保険事業特別会計繰出金	563,155	61,479	189,204		312,472	46,197	
後期高齢者医療関係費	598,904		89,409		509,495	75,326	
介護保険事業特別会計繰出金	658,693	5,067	2,534		651,092	96,260	
小計	1,820,752	66,546	281,147		1,473,059	217,783	
予防接種事業（各種予防接種委託料）	72,859				72,859	10,772	
各種がん検診事業	25,138	435		2,864	21,839	3,229	
母子保健事業	23,626	133	119		23,374	3,456	
小計	121,623	568	119	2,864	118,072	17,457	
合計	4,476,615	1,455,579	685,774	17,200	2,318,062	342,711	